



登場  
ページ

## 今週の専門用語

06

ページ

### 第二の柱（税源浸食対策税制）

デジタル課税案のうち、軽課税国への利益移転に対抗し、グローバルな税源浸食を防止するアプローチのこと。第二の柱では、国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国（軽課税国）への利益移転に対し、利益を移転されている国が課税できるように、GloBE（global anti-base erosion）と呼ばれる税制措置が提案されている。具体的には「所得合算ルール」や「税源浸食支払税」からなる。法人税率の引き下げに関する「底辺への競争」を防止するための措置とも位置付けられている。

18

ページ

### 行訴法37条の3第1項2号（義務付け訴訟）

本件の承認申請の承認義務付けを求める訴えは、2号義務付け訴訟（申請型義務付け訴訟）に区分される。2号義務付け訴訟では、①申請等に対する不作為・拒否処分・棄却裁決があったこと、②不作為・拒否処分・棄却裁決が違法であると主張できること、③「不作為の違法確認訴訟」「取消訴訟」「無効等確認訴訟」を併合提起していることが訴訟要件となり、義務付けが容認されるためには、併合提起した訴えに係る請求が認められなければならない。

41

ページ

### 契約資産

2018年公表の収益認識会計基準では、契約資産は金銭債権として取り扱うこととし、金融商品会計基準に従って処理するとされている。このほど公表された改正収益認識会計基準案では、国際的な会計基準の取扱いを踏まえ、契約資産が金銭債権に該当するか否かには言及せず、契約資産に係る貸倒引当金の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いを適用し、外貨建ての契約資産に係る外貨換算は、外貨建取引等会計処理基準の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いを適用するとしている。

From  
編集室

◆納税者の居住国（納税地）を巡り争われた裁判で、納税者は日本の居住者に該当しないとして課税処分を取り消した5月30日の東京地裁判決、そして本号（17頁）でも取り上げたユニバーサルミュージックの判決と、いずれも国が敗訴した裁判で裁判長を務めたのが清水知恵子氏だ。◆マンション販売事業者の仕入税額控除否認問題ではムゲンエステート社に敗訴判決が下ったが（18頁）、同様の論点でいまだ係争中のエー・ディー・ワークス社の裁判長も清水氏である。同社の裁判では、裁判所が論点整理のための進行協議期日の設定を提案するなど、予断を許さない状況が続く。再び国敗訴の判決が出るのか、注目される。（Q）

週刊T&A master 第810号

2019年11月4日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp